

札幌市里親支援センター設置運営事業者の公募に係る質問への回答について

質 問	回 答
<p>(1) 業務仕様書「6. 業務内容」の「(3)里親委託推進業務」の中に自立支援計画への助言とあるが、自立支援計画は現在どのような形で行われているのかを教えてください。また、この自立支援計画の対象となる児童の年齢について教えてください。</p> <p>(2) 提出書類に損益計算書の記載があったが、法人として作成をしていない。その場合は提出しなくても構わないか。</p>	<p>(1) 里親に措置されている子どもの自立支援計画については、担当児童福祉司が「里親・ファミリーホーム委託児童養育計画書」の作成及び見直しを行っております。 また、里親・ファミリーホームに委託される措置児童全てにおいて作成を行うことから、18歳未満（措置延長の場合は20歳未満）が対象となります。</p> <p>(2) 損益計算書を作成していない社会福祉法人やNPO法人については、事業活動計算書等、法人における年間の活動状況が分かる書類を提出してください。</p>